

令和6年度第1回茨城県障害者差別解消支援協議会

次 第

日 時：令和6年10月29日（火）

15時から16時まで

場 所：茨城県庁 1103会議室

1 開 会

2 議 事

（議題1）障害者権利条例の取組みについて

（議題2）いばらきネットモニターアンケートの結果について

3 質 疑

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 資料1「障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて」
- ・ 資料2「いばらきネットモニターアンケートの結果について」

障害を理由とする差別の解消に関する取組みについて

1 茨城県障害者差別相談室の運営

- 1 実施主体 県（茨城県手をつなぐ育成会に委託）
- 2 事業開始 平成 27 年 4 月 1 日
- 3 設置場所 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（県総合福祉会館）2 階
- 4 相談員 3 名体制
- 5 相談時間 午前 9 時～午後 5 時（月曜～金曜 祝日・年末年始を除く）
相談電話：029-246-6049 F A X：029-246-6048
E メール：s-sohdan@bz04.plala.or.jp
- 6 事業内容
 - 電話、来所等による相談対応、必要な助言、情報提供及び関係者間の調整
 - 県からの依頼に基づき行う、企業・団体等に対する普及啓発活動等

【相談件数の推移】

	相談 者数	内 訳										
		相 談 者			相 談 方 法				障 害 種 別			
		本 人	家 族	その他	電 話	来 所	メール	FAX 等	身体	知的	精神	その他
H27	141	96	22	23	115	16	0	10	40	14	53	34
H28	173	138	20	15	145	14	0	14	50	19	69	35
H29	112	88	15	9	102	8	2	0	20	8	61	23
H30	107	92	10	5	98	5	3	1	30	2	62	13
R1	84	65	9	10	77	3	4	0	24	7	39	14
R2	68	51	10	7	58	4	6	0	18	5	37	8
R3	107	76	12	19	96	1	10	0	39	8	43	17
R4	93	64	15	14	80	0	12	1	24	9	33	27
R5	81	53	12	16	71	1	9	0	23	13	27	18
R6 上半期 (4～9 月)	55	40	8	7	43	3	9	0	11	3	29	12

【相談件数の分野別内訳】

	合計	内 訳											
		福祉	医療	商品サ	雇 用	教育	文化	建物	交通	不動産	情報	意思	その他
H27	141	30	3	7	22	14	0	3	5	1	0	0	56
H28	173	22	4	12	19	4	0	1	6	0	2	0	103
H29	112	19	5	7	12	7	1	0	2	0	2	0	57
H30	107	23	6	8	9	2	2	2	3	0	2	0	50
R1	84	8	7	8	13	3	2	0	3	0	0	0	40
R2	68	7	7	3	6	6	2	0	2	1	1	0	33
R3	107	16	7	5	13	10	0	0	4	1	2	0	49
R4	93	24	3	2	14	3	3	1	4	2	2	0	35
R5	81	22	7	6	11	2	0	1	7	1	4	0	20
R6 上半期 (4～9 月)	55	15	2	4	12	3	1	1	1	0	1	0	15

2 主な相談事例 ※個人情報保護のため空欄。会議時に別紙で配布し、終了後回収する。

	相談者	分野	相談内容	対応・経過等

※相談事例は分かりやすくご報告するために、内容に支障がない範囲で一部事実と異なる点がございます。

3 普及啓発活動

(1) 出前講座の実施

障害者差別相談室の相談員や当課職員を派遣し、障害者権利条例の取組み等を説明する出前講座を実施。

【令和5年度実績：17件】

＜主な派遣先＞

・市町村の新規採用職員、障害者福祉サービス事業所職員、医療機関職員 等

【令和6年度実績（10月末時点）：6件】

＜主な派遣先＞

・民生委員、福祉関係事業者団体、金融機関 等

(2) 事業者団体や交通事業者等への周知

○事業者団体への周知依頼

・茨城県商工会連合会、茨城県商工会議所連合会、茨城県中小企業団体連合会、茨城県バス協会、茨城県ハイヤー・タクシー協会へ訪問等により、会員事業者等への周知啓発や研修の実施、相談室の活用、ヘルプマークの周知などについて依頼を行った。

○交通事業者への周知依頼

・J R 東日本（株）水戸支社、ひたちなか海浜鉄道（株）、鹿島臨海鉄道（株）、茨城交通（株）を訪問し、利用者への周知啓発、職員への研修の実施や相談室の活用、ヘルプマークの周知などについて依頼を行った。

○今後について

・障害者差別相談室と連携し、県内の各商工会や各商工会議所、各義務教育学校、高等学校等への周知啓発活動を実施予定。

ご協力をお願いしたい事項

1 障害者の差別解消に関すること

(1) 「障害者への合理的配慮の提供」「ヘルプマーク」についての周知

- ・ホームページや会報への掲載、事務所内へのポスターの掲示
- ・会議や研修等での啓発チラシの配布



→ 県HPへのリンク

→ 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」へのリンク

→ 県HPへのリンク

(2) 相談窓口「茨城県障害者差別相談室」の活用

- ・県では、障害者への差別解消に向け、別添のとおり相談窓口を設置しております。
- 合理的配慮の提供についてご不明な点がございましたら、ご相談ください。具体的な事例の紹介や対応についてのアドバイスなどを行っています。
- ・職員研修などへの講師派遣も実施しております。



→ 「障害者差別相談室」HPへのリンク

(3) 職員等への研修等の実施

- ・障害を理由とした差別的な対応の防止や、合理的配慮の提供について、職員向けの研修会等の実施をお願いします。
- ・(2)により、講師を派遣いたしますので、研修会等の開催と併せて検討をお願いします。なお、派遣に係る費用は無料です。



→ 県HP「講師派遣依頼」へのリンク

事業者への依頼内容

(3) スポーツイベントにおける人権啓発活動の実施

- ・茨城に障害のある人の権利条例をつくる会等の関係団体と協力し、Jリーグ水戸ホーリーホック（9／22）、鹿島アントラーズ（9／14）、Bリーグ茨城ロボッツ（10／20）の試合においてPR活動を実施。



水戸ホーリーホックホームゲームでのPR活動

(4) メディアやSNSの活用

- 県公式X（旧ツイッター）※フォロワー約20万人
 - ・条例や相談室、合理的配慮の提供義務化、ヘルプマークについて、月1回投稿。
- 事業者向けメールマガジン（産業戦略部）※送信先約1,000者
 - ・合理的配慮の提供義務化や相談室、ヘルプマークについて、毎月投稿。
- YouTubeでの動画公開
 - ・（3）に併せて、スポーツ選手が出演するPR動画を作成し、YouTubeで公開。
- 新聞広告
 - ・障害者週間（12月3日～9日）に、条例や相談室周知のための広告を6紙へ掲載予定。

茨城県 @Ibaraki_Kouhou

「#ヘルプマーク」は、思いやりや手助けが必要なことが外見から分かりにくい方のためのしるしです。公共交通機関などでは席をゆずる、困っている方を見かけたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

▶pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/s...

このマークの配布場所の情報は、県公式ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/s...>

茨城県 ヘルプマーク

茨城県 @Ibaraki_Kouhou

「#ヘルプマーク」は、思いやりや手助けが必要なことが外見から分かりにくい方のためのしるしです。公共交通機関などでは席をゆずる、困っている方を見かけたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

▶pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/s...

県公式Xへの投稿

茨城県 @Ibaraki_Kouhou

「合理的配慮」知っていますか

障害者の「社会的なバリアを取り除いて」という意思表示に、合理的(負担が過重でない範囲)に対応をすることが事業者にも義務化されています。

(例)飲食店での「車イスのまま着席したい」という申し出にイスを片付け場所を確保

相談受付中
pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/s...

(5) 差別相談事例集（第4版）及び障害者権利条例パンフレットの配布

- ・(3) のスポーツイベントで来場者に差別相談事例集を配布。(約 2,000 部)
- ・(1) の出前講座において、研修受講者へ配布 (約 300 部※上半期)
- ・その他、市町村障害福祉担当課や関係団体からの要望に応じて随時配布。



事例集



パンフレット

(6) 市町村担当者研修会等

○市町村担当者研修会

- ・市町村職員を対象とした障害者差別相談窓口担当者研修会を動画配信形式で実施予定。
- ・相談室や茨城に障害のある人の権利条例をつくる会と連携し、以下の内容を予定。
 - 当課：障害者権利条例の概要、ネットモニターアンケート結果、県の取組み
 - 相談室：相談室への相談内容や相談を受ける際の基本姿勢
 - つくる会：当事者の視点からの講義

○市町村における周知啓発等の依頼

- ・市町村に対し、合理的配慮の提供、相談室、ヘルプマークについての広報紙やHPによる住民への周知啓発及び研修会等による職員への周知啓発を依頼。
- ・また、住民に身近な市町村におけるヘルプマークの作成・配布を依頼。

○民間事業者への支援

- ・現在 8 市村^{※1}において、民間事業者への合理的配慮の提供に要する経費^{※2}助成を制度化。
 - ※1：水戸市、古河市、取手市、つくば市、ひたちなか市、那珂市、つくばみらい市、東海村
 - ※2：筆談ボードや簡易スロープの購入、点字メニュー作成、手すりの設置等
- ・市町村障害福祉担当課長等会議において、未実施市町村への制度化検討を依頼。

いばらきネットモニター 障害を理由とした差別の解消に向けたアンケート結果**1 調査目的**

障害者差別解消法、茨城県障害者権利条例、ヘルプマーク等が、県で取り組んできた様々な周知啓発活動によって、どのくらい県民の皆様には認知されているかについて、認知度向上に向けた課題を把握し、今後の周知啓発方法を検討することを目的に調査を実施しました。

2 結果の概要

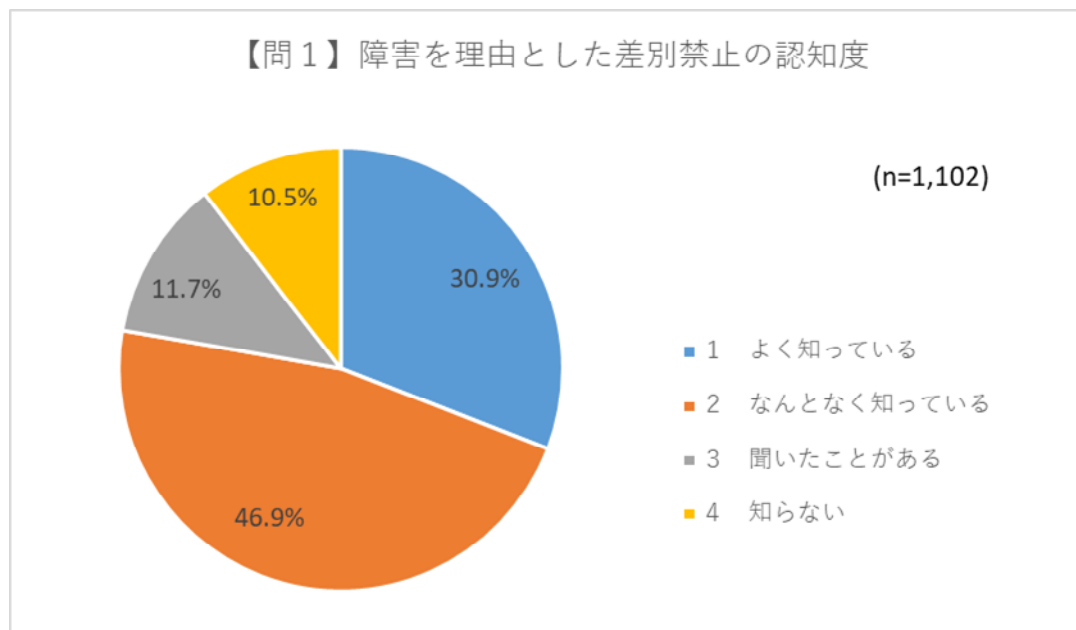
- ・茨城県障害者権利条例についての認知度は3割程度であるが、障害を理由とした差別の禁止については、広く認識されている。
- ・一方で、障害者への合理的配慮の提供についての認知度は5割程度であり、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。
- ・ヘルプマークの認知度は高いものの、身に着けている人を見かけたときの対応まで知っているのは5割未満であり、今後は、周囲の対応について重点を置いた周知啓発に取り組む必要がある。
- ・障害者差別の解消について、「解消されている」との認識は4割程度であり、引き続き、障害者への差別解消に向けた取組みに努める必要がある。
- ・障害を理由とした差別の禁止について知ったきっかけとして、テレビやラジオが最も多かったが、職場や学校との回答が次に多かった。また、効果が高い周知啓発方法についても、テレビやラジオの他、学校の授業や職場での研修との回答が多かった。
- ・このため、今後の周知啓発について、教育委員会や事業者団体と連携した方法を検討する。

【問 1】（障害を理由とした差別禁止の認知度）

あなたは、障害があることを理由に差別をしてはならないことを知っていますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

※ 1 障害があることを理由とした差別とは

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為（差別的取扱い）や、障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考えを変えるのを拒否すること（合理的配慮の提供の拒否）等とされています。（「改正障害者差別解消法」より）



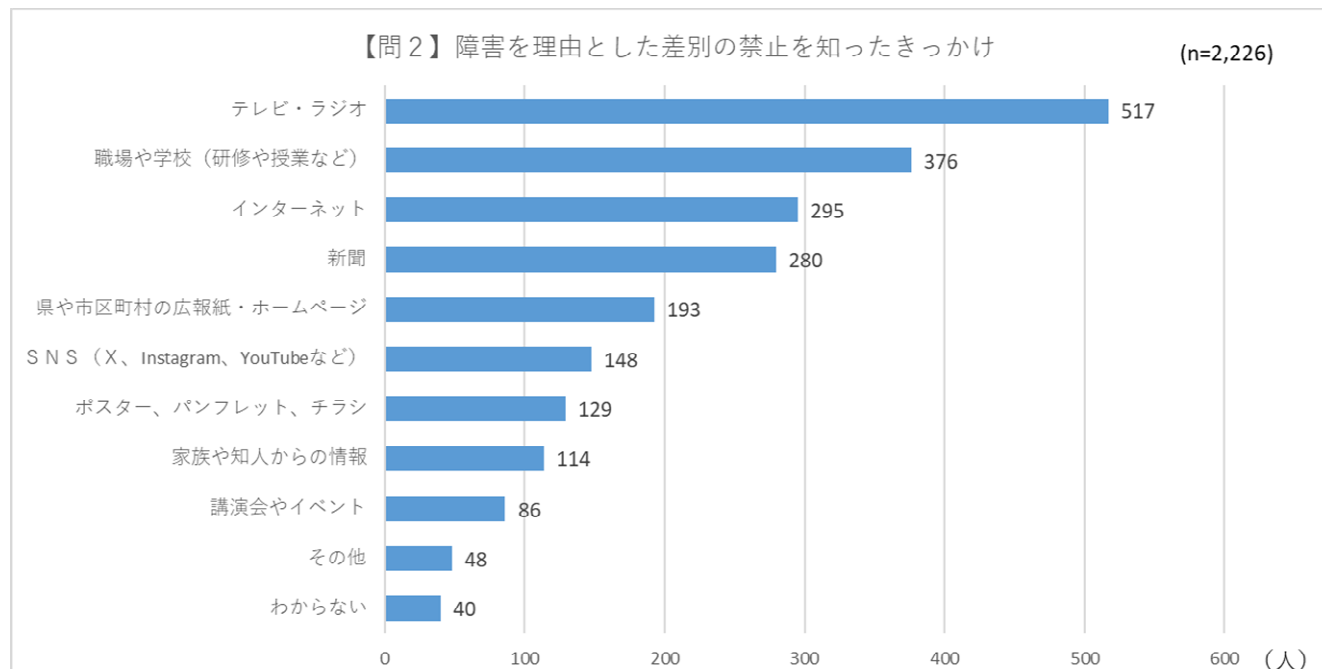
○「なんとなく知っている」（46.9%）が最も多く、次に「よく知っている」（30.9%）、「聞いたことがある」（11.7%）、「知らない」（10.5%）となった。

○「知らない」との回答は1割程度であり、障害者への差別禁止について広く認識されていることがわかった。

【問 2】（障害を理由とした差別の禁止を知ったきっかけ）

（問 1 で「よく知っている」、「なんとなく知っている」、「聞いたことがある」を選択した方へ）

あなたが、障害があることを理由に差別をしてはならないことを知った又は聞いたきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを全て選んでください。



○「テレビ・ラジオ」（517 人）が最も多く、次いで「職場や学校（研修や授業など）」（376 人）、「インターネット」（295 人）、「新聞」（280 人）となった。

○テレビ・ラジオによる影響力の大きさ、学校や職場を通じた啓発の重要性を改めて実感した。

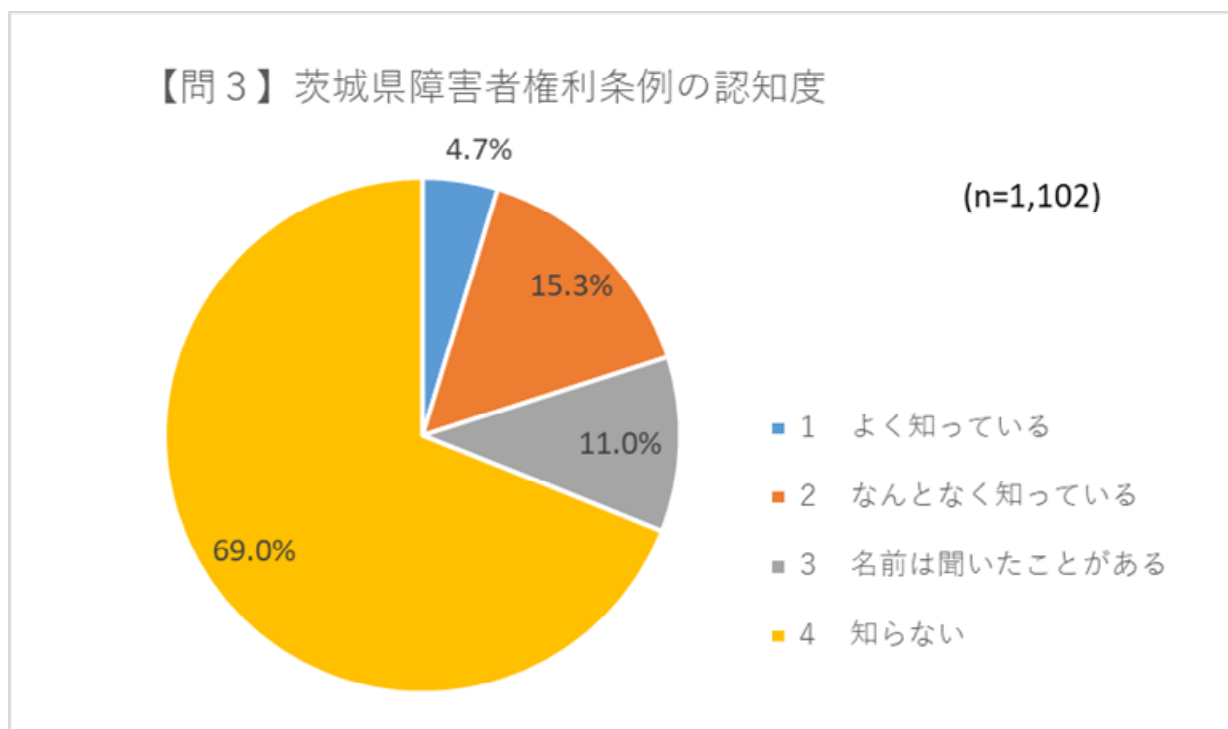
○「その他」（48 人）として、次のような意見が挙げられた。

- ・常識として認識している。
- ・障がいのある方とかかわる機会の中で理解している。

【問 3】（茨城県障害者権利条例の認知度）

あなたは、茨城県障害者権利条例（※ 2）を知っていますか。次の中から、あてはまるものを 1 つ選んでください。

※ 2 「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」（平成 27 年 4 月施行）

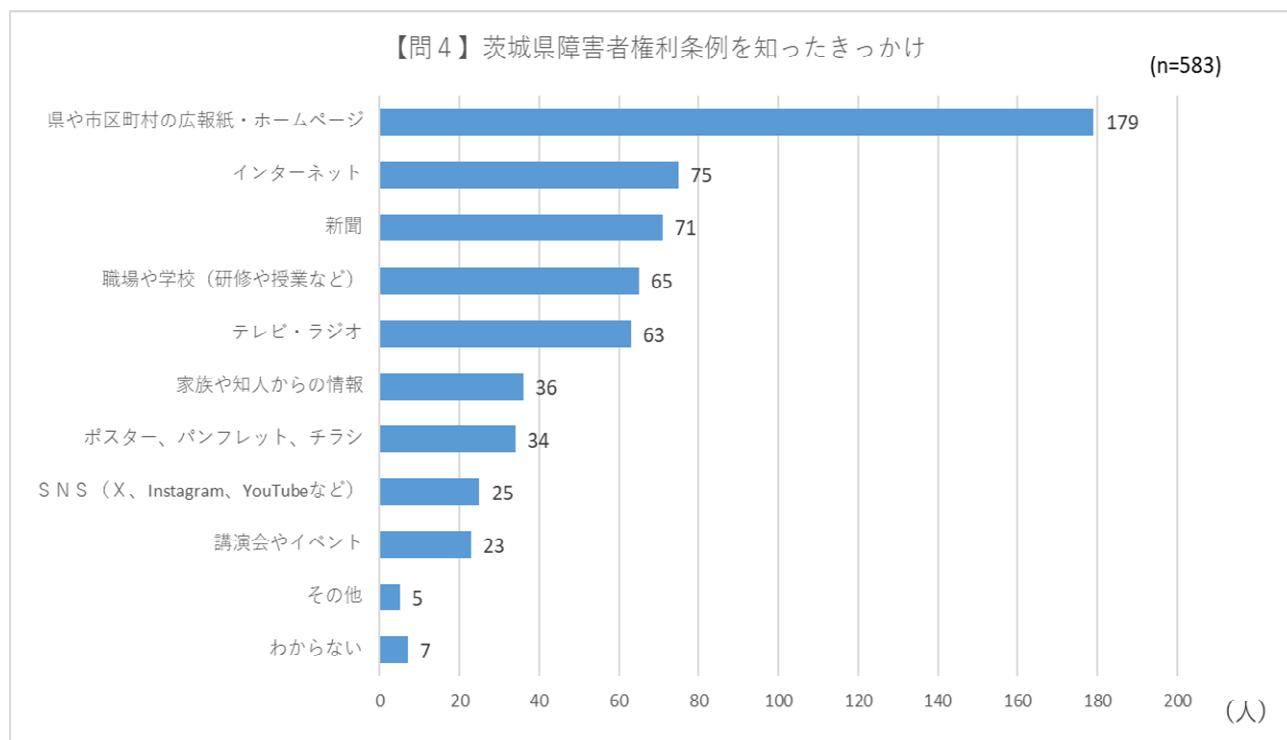


○「知らない」（69.0％）が最も多く、次に「なんとなく知っている」（15.3％）、「名前は聞いたことがある」（11.0％）、「よく知っている」（4.7％）となった。

○約 7 割が「知らない」と回答しており、問 1 により障害者への差別禁止について広く認識されているものの、条例でも定められていることについて、引き続き周知に取り組む必要がある。

【問 4】（茨城県障害者権利条例を知ったきっかけ）

あなたが、茨城県障害者権利条例についての情報を、知った又は聞いたきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを全て選んでください。



○「県や市区町村の広報紙・ホームページ」（179 人）が最も多く、次に「インターネット」（75 人）、「新聞」（71 人）、「職場や学校（研修や授業など）」（65 人）となった。

【問 5】（合理的な配慮の提供についての認知度）

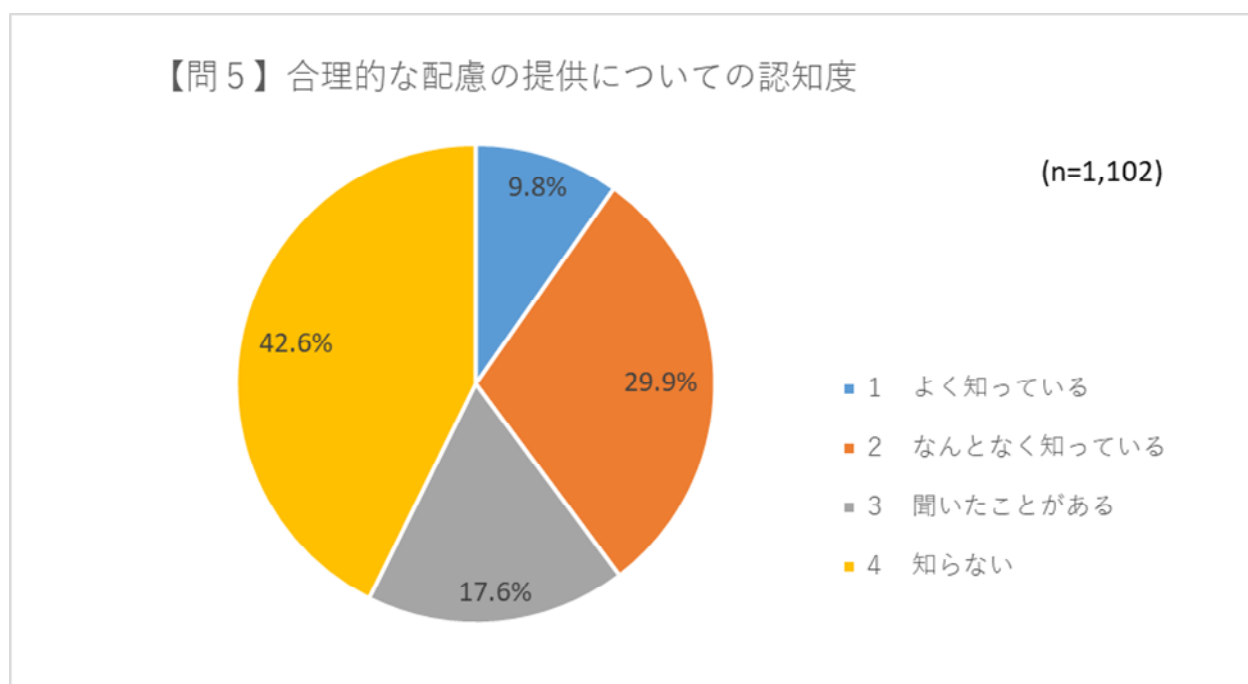
障害者差別解消法は、令和 3 年 5 月に改正され、令和 6 年 4 月 1 日から「合理的配慮の提供」が行政機関のほか民間事業者にも義務となりました。

あなたは、「合理的配慮の提供（※ 3）」について知っていますか。次の中から、あてはまるものを 1 つ選んでください。

※ 3 合理的配慮の提供とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を望むことを示されたとき、事業者は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。この対応のことを「合理的配慮の提供」と言います。



○「知らない」（42.6%）が最も多く、次に「なんとなく知っている」（29.9%）、「聞いたことがある」（17.6%）、「よく知っている」（9.8%）となった。

○合理的配慮の提供についての認知度は 5 割程度であり、引き続き周知啓発に取り組む必要がある。

【問 6】（ヘルプマークの認知度）

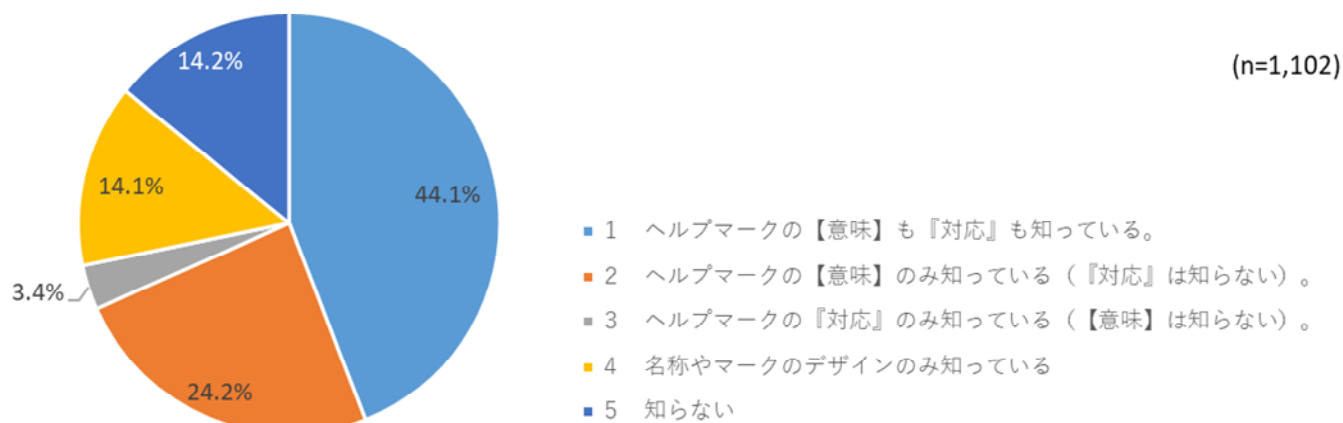
あなたは、ヘルプマーク（※ 4）について、知っていますか。あてはまるものを 1 つ選んでください。

※ 4 ヘルプマークとは

【意味】ペースメーカーの使用や内部障害、難病、聴覚障害、妊娠初期など見た目からは分かりにくいものの、困ったときに思いやりや手助けを必要としている方に身に付けていただくマークです。

『対応』ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いしています。

【問 6】 ヘルプマークの認知度

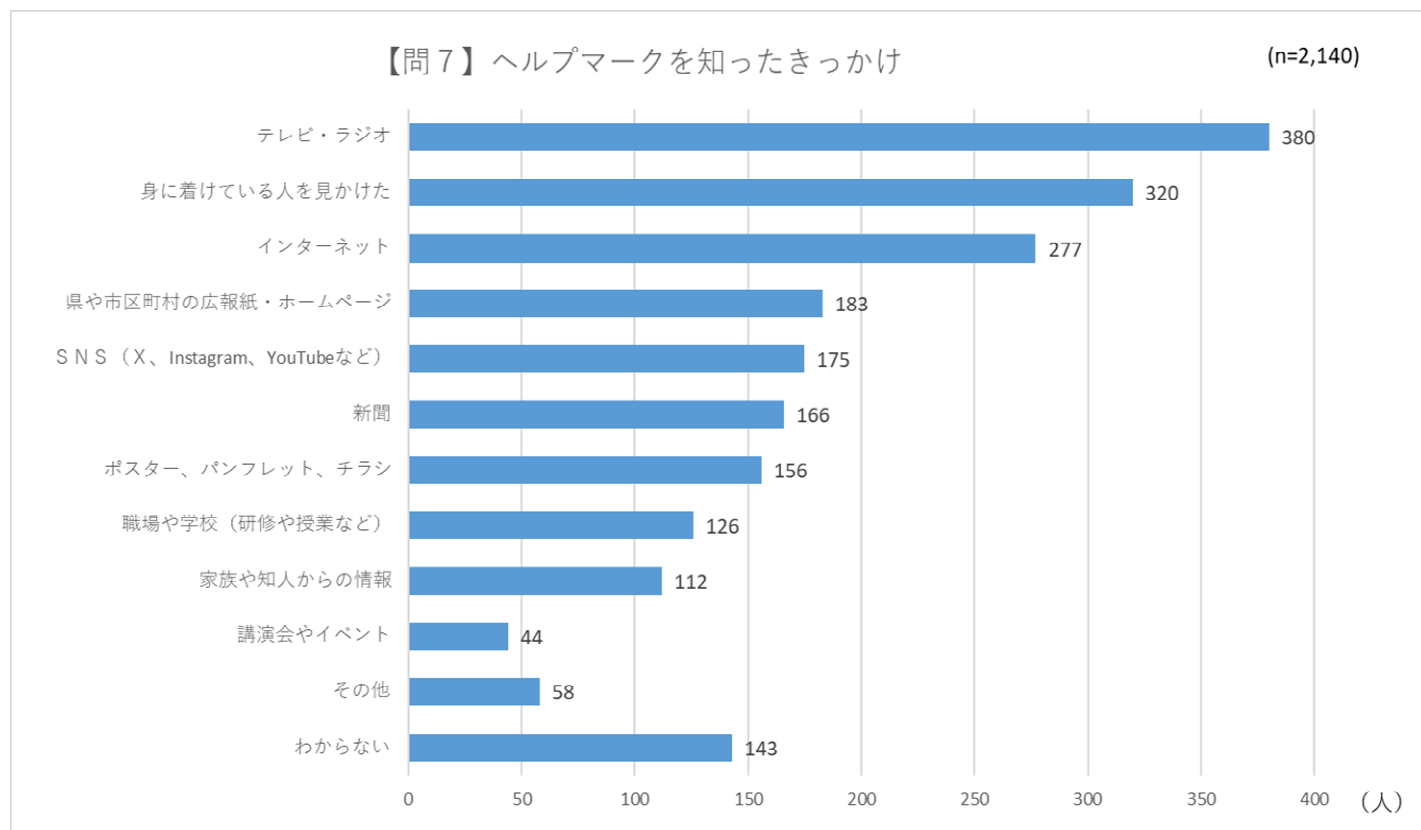


○「ヘルプマークの【意味】も『対応』も知っている（44.1%）」が最も多く、次に「ヘルプマークの【意味】のみ知っている（『対応』は知らない。）」（24.2%）となった。

○ヘルプマークの認知度は8割以上となっているものの、【意味】も『対応』も知っているのは5割未満であり、ヘルプマークの周知啓発を行う際には、周囲の『対応』も必要であることや、対応の事例なども紹介していきたい。

【問 7】（ヘルプマークを知ったきっかけ）

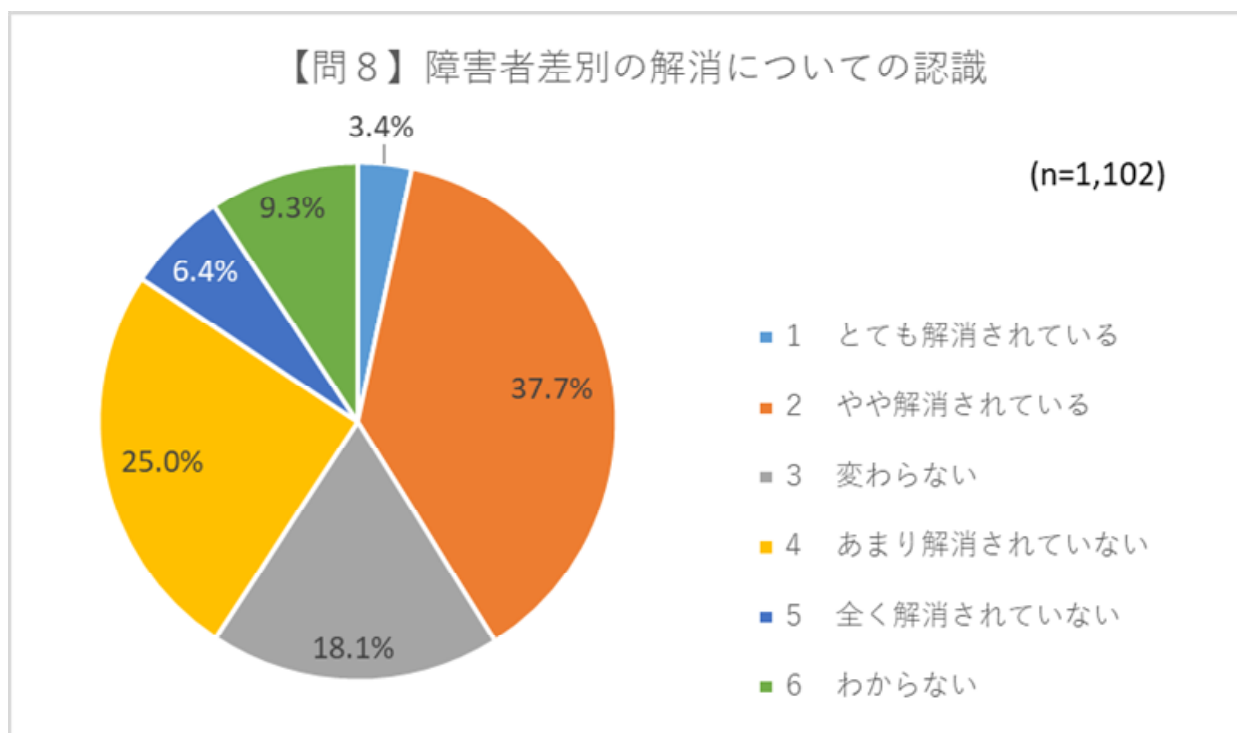
あなたが、ヘルプマークを知った又は聞いたきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを全て選んでください。



- 「テレビ・ラジオ」（380 人）、「身に着けている人を見かけた」（320 人）、「インターネット」（277 人）の 3 つが特に多い回答であった。
- テレビやラジオの他、日常生活の中で目にする機会がヘルプマークを知るきっかけとして大きいことが分かった。今後は、『対応』についても周知し、【意味】も『対応』も知っている割合を増やしていきたい。

【問 8】（障害者差別の解消についての認識）

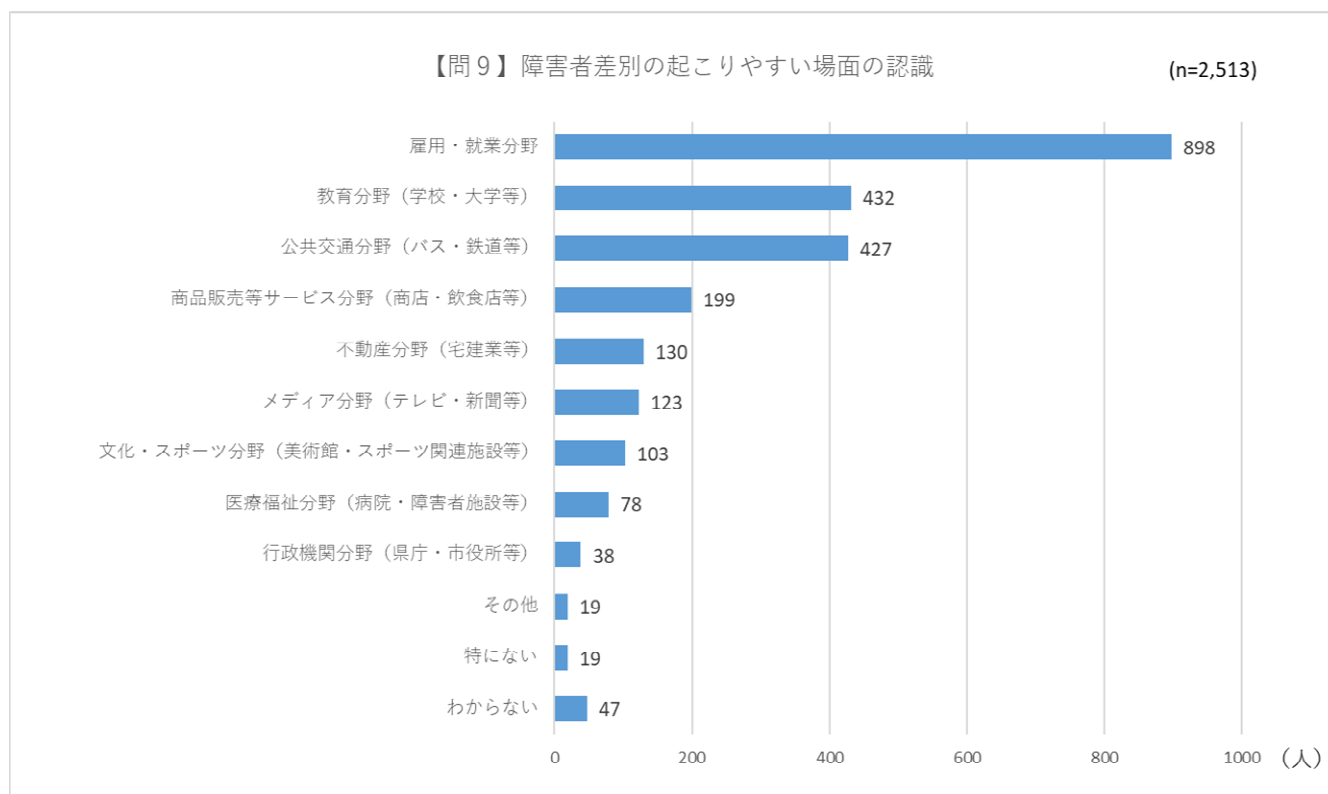
あなたは、障害を理由とした差別は解消できていると思いますか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。



- 「やや解消されている」(37.7%) が最も多く、次に「あまり解消されていない」(25.0%)、「変わらない」(18.1%) となった。
- 「とても解消されている」(3.4%) と「やや解消されている」を合わせて 4 割程度であり、引き続き、差別解消に向けた取組みに努める必要がある。

【問 9】（障害者差別の起こりやすい場面の認識）

障害を理由とした差別が生じる場面は様々ですが、あなたは、どの分野で特に差別が生じやすいと思いますか。次の中から、あてはまるものを最大3つまで選んでください。

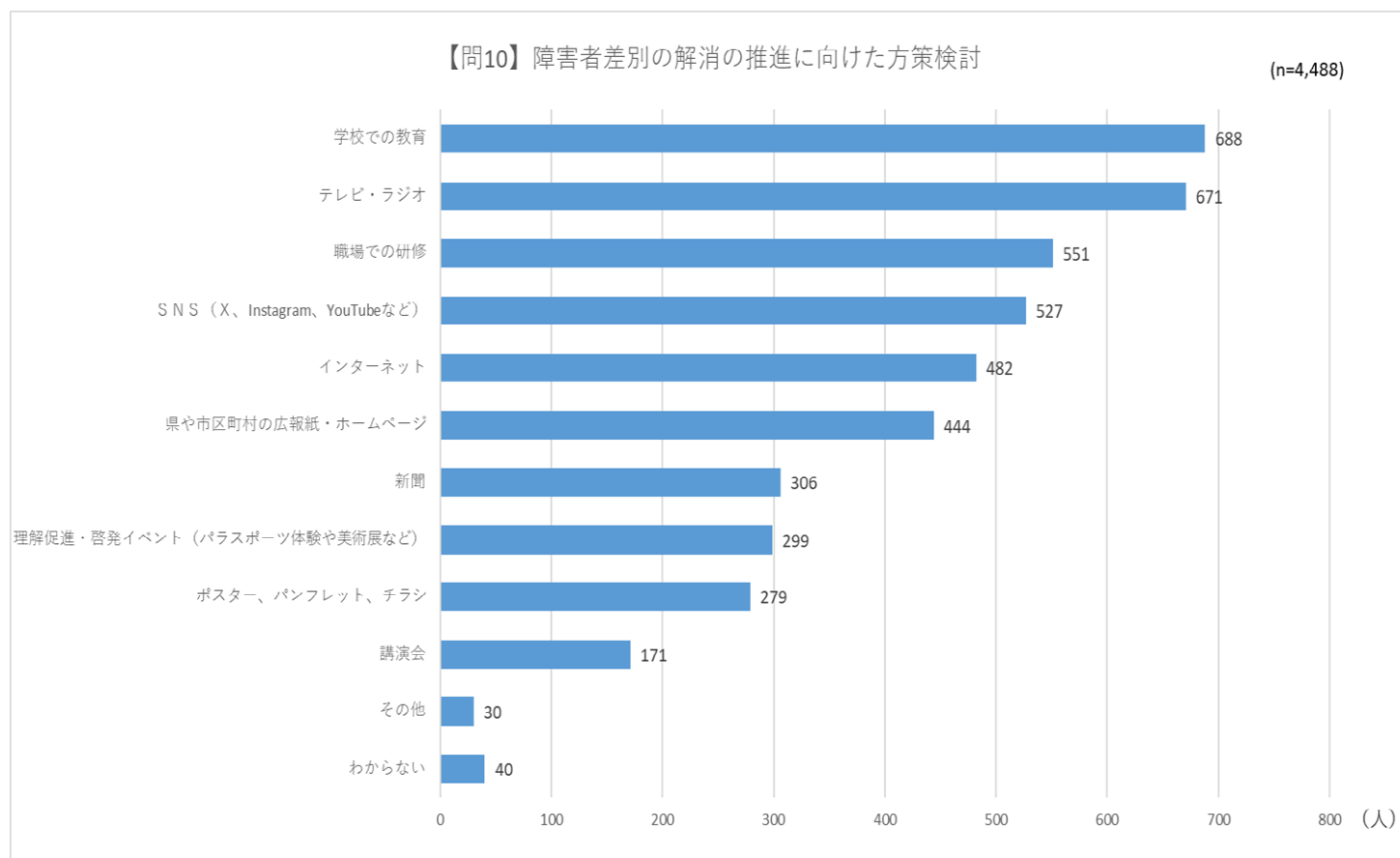


○「雇用・就業分野」（898 人）が最も多く、次に「教育分野（学校・大学等）」（432 人）、「公共交通分野（バス・鉄道等）」（427 人）となっている。

○特に「雇用・就業分野」が多くなっており、労働局や雇用関係部局との連携が重要と感じた。

【問 10】（障害者差別の解消の推進にむけた方策検討）

あなたは、障害者差別の解消に向けた取り組みについて、今後どのような方法で周知啓発を図るべきだと思いますか。次の中から、効果が高いと思うものを全て選んでください。



- 「学校での教育」（688 人）が最も多く、次に「テレビ・ラジオ」（671 人）、「職場での研修」（551 人）、「SNS（X、Instagram、YouTube など）」（527 人）となった。
- 学校での教育について効果が高いことが認識されているため、今後、県・市町村教育委員会への働きかけも行っていきたい。
- また、職場での研修についても効果が高いと認識されているため、引き続き、事業者への周知啓発に取り組むこととしたい。

【問 11】（自由意見）

「障害者差別の解消に向けた取り組み」についてご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（200 文字以内）

学校教育・企業教育からのアプローチ

- ・インクルーシブ教育として小学校から学ぶ機会も増えているが、就学前から色々な人たちと一緒に生きていく体験から当たり前と思えるようにしていく必要がある。
- ・小さな頃から大人の見守りのもと、同年代の障害児と交流する機会があるとよい。
- ・学校（特に中高）では、アクティブラーニングも用いて、積極的に教育を行う必要がある。研修を受けて試験に合格した学生に修了証や認定証を出すことも、モチベーションをあげる上で良いのでは。
- ・社会人は座学での研修が多いかと思うが、継続して研修、講義を受けさせたほうが良い。

差別の解消・合理的配慮の提供の周知方法について

- ・知らなければ難しい。改善策の実例と共に広めることが必要。
- ・取り組みについて知らないことばかりであった。知る機会を増やしてほしい。
- ・合理的な配慮の提供については、事案ごとに対応は千差万別である。事業者と障害者、それぞれが建設的対話をしようという意識を持つことが大事だと思う。
- ・差別は無知から生じることも多い。周知活動がまず必要。
- ・サービス提供側の人手不足や障害者対応で業務がイレギュラーになる等で余裕がなくなってしまうときにも差別感情が生じてしまうと思うため、人手不足の解消や障害別の対応マニュアルの作成が必要と思われる。
- ・特に目に見えない障害（内部障害、発達障害、知的障害、コミュニケーション障害等）については知らない人が多い。当事者の声に耳を傾ける機会を能動的に作るべき。
- ・他人事ではなく、親しい関係の人に障害があったらどうかを想像できることが重要。また、IT 技術や仮想空間により障害があるケース毎に、簡単に疑似体験できるようなサービスがあると理解が進むのでは。
- ・身近に障害者に出会うことがほとんどないため、実際にどのように対応して良いか戸惑う。Q&A 形式で、県ホームページや LINE で紹介してもらえると良い。

ヘルプマーク所持者への対応について

- ・何かしたくても何をしてよいか分らず、なかなか手助けが出来ない場合がある。
- ・若者でも分かりやすいように Twitter や Instagram、TikTok などや、県の広報誌や新聞広告などで具体的に知る機会が増えるような取り組みがあると良いと思う。
- ・見た目ではわからないこともあるので、予めハンデがあるとわかることで差別ではなく配慮が出来るケースがあると思う。
- ・ヘルプマークはだいぶ目にするが増えたが、特に目視出来ないハンデの場合、困っている様子がないならば声がけ不要なのかどうかなど、具体的にどのような『対応』が望まれているのかわからない。

など、362 件のご意見がありました。

3 アンケート結果を受け、今後の事業展開・アンケートの活用方法等について

- ・障害を理由とした差別の禁止については、「知らない」との回答は1割程度であり、障害者への差別禁止について広く認識されていることがわかった。
- ・一方で、合理的配慮の提供については4割以上が「知らない」との回答であり、障害者への差別が解消されているとの認識している人の割合も4割程度であることから、引き続き、周知啓発に取り組む必要がある。
- ・障害を理由とした差別の禁止について知ったきっかけとして、職場や学校との回答が多くあり、効果が高い周知啓発方法についても、学校の授業や職場での研修との回答が多かったことから、今後の周知啓発について、教育委員会や事業者団体と連携した方法を検討していく。
- ・アンケート結果については、茨城県障害者差別解消支援協議会における、今後の施策の検討資料として使用する。

4 調査の概要

(1) 調査形態

調 査 時 期：2024 年 7 月 29 日 ～ 2024 年 8 月 11 日

調 査 方 法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

モ ニ タ ー 数：1,547 名

回 収 率：71.2%（回収数 1,102 名）

回答者の属性：以下の通り

		人数（人）	割合（%）
全体（n）		1,102	100.0
地域別	県北	89	8.1
	県央	336	30.5
	鹿行	57	5.2
	県南	350	31.8
	県西	82	7.4
	県外	188	17.1
性別	男性	466	42.3
	女性	636	57.7
年齢別	16～19 歳	20	1.8
	20～29 歳	54	4.9
	30～39 歳	170	15.4
	40～49 歳	282	25.6
	50～59 歳	305	27.7
	60～69 歳	171	15.5
	70 歳以上	100	9.1
職業別	自営業	83	7.5
	会社員	425	38.6
	団体職員	46	4.2
	公務員	50	4.5
	主婦・主夫	232	21.1
	学生	32	2.9
	無職	114	10.3
	その他	120	10.9

(2) 担当課（課名・連絡先を記入）

茨城県福祉部障害福祉課（企画グループ）

電話：029-301-3357

E-mail：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

（注）割合を百分率で表示する場合は、小数点第 2 位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の割合の合計と全体を示す数値が一致しないことがある。

また、図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。